

## 広告掲載規約

広告掲載規約（以下「本規約」といいます。）は、広告掲載の依頼者（以下「甲」といいます。）が株式会社COREZO（以下「乙」といいます。）に対して提出した「COREZO ポータルサイト「これぞ、北陸」広告掲載申込書／広告記事作成申込書」により締結された契約（以下「基本契約」といいます。）に関して、その契約内容の一部を構成するものとしてします。

### 第1条（本規約の目的）

甲は、次条の方法に従い、乙に対して、COREZO ポータルサイト「これぞ、北陸」（以下「本サイト」といいます。）上に甲の広告（以下「本広告」といいます。）を掲載すること（以下「広告掲載」といいます。）を依頼し、乙は、これを承諾した場合に本サイトに本広告を掲載します。

### 第2条（個別契約の成立）

- 1 甲からの広告掲載の依頼の申込みは、それに関する乙所定の申込書（以下「申込書」といいます。）を都度提出することによって行うものとしてします。
- 2 前項の申込みは、甲の掲載希望日の2週間前までに行うものとしてします。ただし、乙が認める場合は、この限りではありません。
- 3 乙は、次条に定める場合を除き、本条第1項の申込みを承諾し、その時点で当該広告掲載に係る契約（以下「個別契約」といいます。）が成立します。ただし、乙は、承諾前又は承諾後遅滞なく、本サイトに本広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」といいます。）を変更できるものとしてします。
- 4 本広告の掲載終了日は、甲が申込書に記載した日としてします。
- 5 個別契約には、特約がある場合を除き、本規約が適用されるものとしてします。
- 6 甲乙間に書面による事前の合意がない限り、基本契約及び個別契約の契約条件が変更されることはありません。

### 第3条（依頼のお断り）

甲からの広告掲載の依頼について、本広告の内容、形式若しくはデザイン等が以下のいずれかに該当するおそれがある場合は、その全部又は一部をお断りすることがあります。

- (1) 各種法令又は条例、ガイドラインその他の規範（以下「法令等」といいます。）に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの等、社会通念上適当でないと認められるもの
- (3) 風俗営業に関わるもの
- (4) 権利関係又は事実関係が不明確なもの

- (5) 来店客・公衆に不快の念を与える表現、広告主体が明らかでなく責任の所在が不明なもの等、表現上不適当と認められるもの
- (6) 宗教的、思想的意図のあるもの
- (7) その他、乙が不適当と認めるもの

#### 第4条（依頼内容の変更）

- 1 乙は、個別契約の成立後においても、前条に定める場合に該当する又はそのおそれがあると判断した場合は、甲からの広告掲載の依頼の全部又は一部の変更を求めることができるものとします。ただし、乙は、これらの判断または変更を求める義務を負うものではなく、その内容について何らの責任を負わないものとします。
- 2 甲が乙からの前項の求めを拒絶し、又は甲が遅滞なく変更を行わない場合には、乙は甲に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく、個別契約を解除することができるものとします。

#### 第5条（本広告に係る広告データの入稿）

- 1 甲は、乙が指定する日時までに、乙の指定する形式・方法により、本広告に係る広告データの入稿を行うものとします。甲が乙に対してその内容の変更を求め、乙がこれを認める場合にも同様とします。
- 2 甲が前項にしたがって広告データの入稿を行わない場合、乙は何らの債務も負わないものとし、甲は広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料金」といいます。）その他の債務を免れないものとします。

#### 第6条（甲の責務）

- 1 甲は、乙に対して、本広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、記載内容に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること、及び法令等に違反しないことを保証するものとします。
- 2 甲は、甲又は乙が第三者から著作権侵害を主張された場合は、甲の責任と負担で紛争を解決し、紛争解決のために乙が負担した損害、損失及び費用等を補償するものとします。

#### 第7条（免責）

- 1 停電・通信回線の事故又は天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、サーバー等のシステム上の不具合又は緊急メンテナンスの発生など、個別契約の全部又は一部を履行できなかった場合は、乙はその責任を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、乙の故意又は過失による場合は、この限りではありません。

- 2 本広告の掲載開始日に発生した不具合については、乙は免責されるものとします。本広告の内容を変更した場合も、同様とします。
- 3 個別契約に関連して、理由の如何を問わず乙が甲に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合、当該賠償額は個別契約に係る広告掲載料金を上限とします。

#### 第8条（広告掲載料金）

広告掲載料金は、申込書にて取り決めます。

#### 第9条（支払方法）

- 1 乙は、本広告の掲載開始日後速やかに広告掲載料金についての請求書を発行し、甲は、当該料金全額を乙が指定する期日までに支払うものとします。ただし、甲の責めに帰すべき事由により掲載開始日が変更された場合、乙は、当初の掲載開始日後に請求書を発行することができるものとします。
- 2 広告掲載料金の支払いは、乙が定める銀行口座に対して、広告掲載料金に消費税及び地方消費税を加えた額を振り込むことによって行うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

#### 第10条（支払遅延）

- 1 甲が前条に定める支払いを一部でも遅延した場合、乙は広告掲載料金の支払いがなされるまで個別契約上の債務を履行しないことができるものとします。この場合、乙は甲に対し何らの責任も負わないものとします。
- 2 前項に定める場合には、甲は、乙に対して、実際の支払日までその日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第11条（契約の解除）

- 1 乙は、甲が以下のいずれかに該当した場合、甲への催告等の何らの手続を要することなく、基本契約又は個別契約の全部若しくは一部につき履行を停止し、又は解除することができるものとします。この場合、乙は、甲に対して損害賠償請求ができるものとし、甲は、乙に対して何らの請求もできないものとします。
  - (1) 基本契約（本規約を含む。）又は個別契約に違反し、乙による催告にかかわらず速やかにこれを履行しなかったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分若しくは営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき、特別清算、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形若しくは小切手の不渡りがあったとき、又はその他甲の財政状態が悪化したとき
  - (3) 甲若しくはその子会社・関連会社又はそれらの代理人、役員もしくは従業員等が

- 法令等に違反した場合等により、広告掲載の継続が甲又は乙の利益若しくは信用を阻害するおそれがあると乙が判断したとき
- (4) 甲若しくはその子会社・関連会社又はそれらの代理人、役員もしくは従業員等が、乙及びその親会社の子会社・関連会社、取引先の信用を傷つけたとき、又はそのおそれがあると乙が判断したとき
  - (5) 本広告の内容の全部又は一部が、法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、行政機関等の第三者からその旨の通知・警告・指摘等があるとき、又は乙の定める基準に抵触しているとき
  - (6) 本広告の内容の全部又は一部が、第三者の権利を侵害し、若しくはそのおそれがあるとき、又は第三者からその旨の通知・警告・指摘等があるとき
  - (7) 本広告の内容が不適切と乙が判断したとき
  - (8) 本広告が削除又は何らかの理由でアクセスができない状態であるとき
- 2 甲が前項のいずれかに該当した場合、基本契約又は個別契約において甲が乙に対して負担する債務に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。
- 3 甲は、乙に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 4 甲は、乙に対して、自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 5 乙は、甲が第3項各号若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第3項

の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、基本契約又は個別契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、乙に対して何らの請求もできないものとし、乙に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第12条（守秘義務）

甲及び乙は、広告掲載に関して知った相手方の秘密情報を、第三者に対して、提供、開示又は漏洩をしてはならないものとします。

#### 第13条（管轄）

本規約に関する一切の訴訟については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（本規約の変更）

- 1 乙はいつでも本規約の各条項を変更することができるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従うものとし、この変更によって生じた損害は甲が負担するものとします。
- 2 本規約を変更する場合は、乙はその変更内容を甲に通知するものとします。変更後の本規約は、乙が甲に通知した時点より効力を生じるものとします。

以上